

生駒市条例第 33 号

生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 10 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市選挙公営に関する条例の一部を改正する条例

生駒市選挙公営に関する条例（平成 5 年 7 月生駒市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「（市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市選挙公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市の議会の議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。